

いたばしまちなみ景観賞選考委員会運営要領

(平成2年6月15日区長決定)

(趣 旨)

第1条 この要領は、いたばしまちなみ景観賞顕彰事業実施要綱（平成2年6月15日区長決定。以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき設置するいたばしまちなみ景観賞選考委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、活き粋いたばしまちなみ景観賞（以下「まちなみ景観賞」という。）の審査及び選考に関する事項を所掌する。

(組 織)

第3条 委員会は、委員6名以内で構成する。

2 委員は、都市計画、建築、造園、美術、文化、歴史等まちなみ景観賞の審査選考に必要な分野について優れた経験と知識を有する者のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任 期)

第5条 委員の任期は、委員が委嘱又は任命された年度におけるまちなみ景観賞の顕彰が終了するまでとする。ただし、再任を妨げない。

(会 議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて関係者を委員会に出席させることができる。

(事 務 局)

第7条 委員会の事務局は、都市整備部計画調整課に置く。

(補 則)

第8条 この要領で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。